

第1条 本約款の適用

- 1. 当施設が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることが出来ま

す。

第2条 宿泊契約の申し込み

- 1. 当施設に宿泊契約の申し込みを行う場合は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他施設が必要と認める事項
- 2. 宿泊者が、宿泊中に前項(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 予約金

- 1. 前条の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払を求めることがあります。
- 2. 予約金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、第5条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、第18条の規定を適応する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序に充当し、残額があれば、第10条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第4条 宿泊引受けの拒否

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする人が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする人が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。

第 5 条 宿泊契約の解除

- 1. 当施設は、宿泊契約の申込者が、宿泊契約の全部または一部を解除したときは、別表第 2「違約金申し受け規定」により違約金を申し受けます。
- 2. 当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。(事前に到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)
- 3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共に運輸機関の不着又は遅延その他、宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第 1 項の違約金はいただきません。

第 6 条 宿泊契約の解除ー2

- 1. 当施設は、他に定める場合を除くほか、次の場合には、宿泊契約を解除することができます。
 - (1)第 4 条(3)から(7)までに該当することとなったとき。
 - (2)第 3 条第 1 項の予約金の支払いを請求した場合において、期日までにその支払いがないとき。
- 2. 当施設は、前項の規定により宿泊契約を解除したときは、その予約についてすでに收受した予約金があれば返還いたします。

第 7 条 宿泊の登録

- 1. 宿泊者は、宿泊日当日、施設のフロントにおいて、次の事項を登録して下さい。
 - (1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2)外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他施設が必要と認める事項
- 2. 宿泊者が第 10 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 8 条 客室の使用時間

- 1. 宿泊者が、客室を使用いただく時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 前項の規定にかかわらず、同項に定める時間間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1)超過 3 時間までは、室料相当額の 30%
- (2)超過 6 時間までは、室料相当額の 50%
- 3. 前項の室料相当額は、宿泊料金の 50%とします。

第 9 条 営業時間

- 1. 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内の館内ご案内等でご案内いたします。
 - (1)フロント 7 時～22 時まで
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

第 10 条 料金の支払い

- 1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1「宿泊料金の内訳」に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊者の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3. 当施設が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 11 条 利用規則の厳守

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 12 条 宿泊継続の拒否

お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1)第 4 条(3)から(7)までに該当することとなったとき。
- (2)前条の利用規則に従わないとき。

第 13 条 宿泊の責任

- 1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又それらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき理由によるものでないときは、この限りではありません。

第 14 条 契約した客室を提供できない時の取り扱い

- 1. 当施設は、宿泊者に契約した客室を提供できない時は、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

第 15 条 委託物等の取り扱い

- 1. 宿泊者がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、棄損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。
- 2. 宿泊者が、当施設内にお持込になった物品または現金並びに貴重品についてフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意または過失により滅失、棄損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。

第 16 条 手荷物又は携帯品等の保管

- 1. 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3. 前 2 項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条 駐車場の責任

宿泊者が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条 宿泊者の責任

宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただく場合があります。

アコークロー 利用規則

当施設では、お客さまに安全かつ快適にご滞在いただくため、次のとおり利用規則を定めておりますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ずご宿泊又は当施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当施設が被った損害のご負担をいただく事もございますので、特にご留意いただきますようお願い申し上げます。

■ ご利用の制限

・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に定める指定暴力団等及び暴力団員又はその関係者及びその他反社会的勢力の施設のご利用は固くお断りしております。

・入れ墨をした方の当施設及びフィールドツアーショップのご利用は固くお断りしております。

・未成年者のみのご利用の場合には、保護者の方に確認させていただく場合がございます。

■ お止めいただきたい行為

・施設内に他のお客さまの迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。

①動物、鳥類等のペット類

②著しく悪臭、高音を発するもの

③火薬や揮発油など発火又は引火しやすいもの

④法令により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、覚せい剤類

・施設内では、賭博や風紀治安を乱すような行為、他のお客さまの迷惑を及ぼすような言動はなさないでください。

・宿泊登録者以外の客室のご使用はなさないでください。

・当施設の許可なく客室を営業行為などの宿泊以外の目的でご使用にならないでください。

・施設内及び敷地内で許可なく広告・宣伝物を配布したり物品の販売及び勧誘、宗教の布教活動等の行為はなさないでください。

・施設内及び敷地内で許可なく商品目的及び他のお客さまに迷惑がかかるような写真撮影はなさないでください。

・施設内の備品を所定の場所、用途以外にご使用にならないでください。

■ 防災・保安のために ・ご確認ください。

・喫煙場所以外での喫煙や布団やベッドの上など火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさないでください。

・ご滞在中にお部屋から出られる時及びご就寝の際には、必ず施錠をご確認ください。

・ご訪問客と客室での面会をご遠慮願います。また、客室に不審者の来訪があった場合は、不用意に開扉なさらずにフロントにご連絡ください。

■ お預かり品の取扱い

・美術品・骨董品等、当施設にてお預かりすることが困難と判断されるものについては、お預かりいたしかねます。

・お預かり品の保管期間は、お預かりした日から1か月とし、期間経過後においてお引取りのお申し出のない場合は不要のものとして処理させていただきます。

■ その他

・客室清掃及び床敷き等のため、ご不在時に係の者が入室する場合がありますのでご了承ください。

なお、入室に際しては必ず入室理由と担当者名を明らかにすることとしております。

アコークロー西表 店主